

## 令和元年度における独立行政法人の業務の実績に係る評価等の結果についての点検結果

令和 2 年 1 2 月 4 日  
独立行政法人評価制度委員会

- 1 主務大臣による令和元年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に係る評価（年度評価）、元年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）及び国立研究開発法人の中間期間終了時までの中長期目標期間における業務の実績に係る評価（中長期目標期間中間評価）について、
  - ・ A以上の評定の場合、所期の目標を上回る成果が得られていると認められること、又は難易度を高く設定した目標の水準を満たしていることが具体的根拠として説明されているか
  - ・ C以下の評定の場合、評価書において、改善に向けた取組方針又は具体的な改善方策（以下「改善方策等」という。）が記載されているか
  - ・ 前年度にC以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、その後の具体的な改善方策の実施状況等が評価書に記載されているか等の観点から点検したところ、著しく適正を欠く評価の実施と考えられるものはなかった。
- 2 点検においては、
  - ・ A以上の評定について、ほぼ全ての評価項目において、評定に至った根拠の合理的かつ明確な記述が確認できた。中には、評定に至った根拠の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、評定に至った根拠に一定の合理性を見いだすことができた。
  - ・ C以下の評定について、ほぼ全ての評価項目において、改善方策等に係る記述が確認できた。中には、記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、改善方策等の具体的な内容を把握することができた。
  - ・ 前年度にC以下の評定を付して改善方策を記載した目標について、ほぼ全ての評価項目において、その後の具体的な改善方策の実施状況等の記述が確認できた。中には、改善方策の実施状況等の記述が十分でない項目が見られたが、主務省への確認の結果、具体的な実施状況等を把握することができた。
- 3 なお、調達等合理化に関する取組に係る年度評価の状況を見ると、いずれの法人も評価が実施されており、調達等に関する事項を理由にC以下の評定が付されている法人はなかった。

4 委員会としては、S、A、B、C、Dといった評定の結果自体に重きを置いているのではなく、評定を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、主務大臣において、評価結果によって判明した法人の業務運営上の課題や、法人を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえた業務及び組織の見直し等の対応が行われることが重要と考えている。

評価を実施したことのみに満足することなく、評価結果に基づいて、法人の良い取組については継続・発展させ、更に高い目標を目指す一方、現状を的確に分析して課題を適切に認識した結果として改善すべき事項が確認された場合には、目標達成に向けた創意工夫や新たな取組の導入などの見直し方策を講ずることにより、PDCAサイクルを機能させてより高みを目指していく、いわば螺旋状に法人のパフォーマンスを高めていくことを期待する。

主務大臣におかれては、今回の点検結果を踏まえて、来年度以降の評価を適切に実施されたい。

(参考資料)

## 年度評価等における評定の状況

### 1 年度評価

表1-① 年度評価の結果(府省別)

(単位: 項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) H30年度	
内閣府 (3)	1	9	43	-	-	53	18.9	25.4
消費者庁 (1)	-	-	18	1	-	19	-	-
総務省 (3)	2	8	29	-	-	39	25.6	27.0
外務省 (2)	1	12	14	-	-	27	48.1	44.4
財務省 (3)	-	8	37	3	-	48	16.7	12.5
文部科学省 (23)	9	60	158	2	-	229	30.1	24.5
厚生労働省 (17)	13	40	87	4	-	144	36.8	32.3
農林水産省 (9)	-	34	90	1	-	125	27.2	16.7
経済産業省 (9)	2	22	43	1	-	68	35.3	33.3
国土交通省 (15)	-	32	129	5	-	166	19.3	18.3
環境省 (2)	1	5	17	-	-	23	26.1	22.7
防衛省 (1)	-	1	18	-	-	19	5.3	-
合計 (88)	29	231	683	17	-	960	27.1	23.4

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。文部科学省の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)を含む。

2 「A」以上の割合欄内の「(参考) H30年度」欄には、平成30年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、平成30年度と令和元年度では、評価単位の変化や法人の中(長)期目標の変更等により評価項目数(母数)に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

表1-② 年度評価の結果(法人類型別)

(単位: 項目、%)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D		(参考) H30年度	
中期目標管理法 (54)	7	113	452	11	-	583	20.6	17.1
国立研究開発法人 (27)	21	102	145	3	-	271	45.4	40.3
行政執行法人 (7)	1	16	86	3	-	106	16.0	16.5
合計 (88)	29	231	683	17	-	960	27.1	23.4

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。中期目標管理法の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団(助成事業)を含む。

2 「A」以上の割合欄内の「(参考) H30年度」欄には、平成30年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、平成30年度と令和元年度では、評価単位の変化や法人の中(長)期目標の変更等により評価項目数(母数)に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

表1-③ 年度評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上の割合	
	S	A	B	C	D			(参考) H30年度
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	29	193	182	3	-	407	54.5	43.2
サービスの質の向上 （中期目標管理法人）	7	92	135	3	-	237	41.8	30.6
サービスの質の向上 （行政執行法人）	1	12	16	-	-	29	44.8	43.2
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	21	89	31	-	-	141	78.0	67.5
業務運営の効率化	-	7	169	2	-	178	3.9	6.4
財務内容の改善	-	8	118	3	-	129	6.2	6.7
その他業務運営	-	23	214	9	-	246	9.3	6.0
合計 (88)	29	231	683	17	-	960	27.1	23.4

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。中期目標管理法人の法人数には、日本私立学校振興・共済事業団（助成事業）を含む。

2 「A」以上の割合欄内の「(参考) H30年度」欄には、平成30年度の年度評価における「A」評定以上の割合を記載しているが、平成30年度と令和元年度では、評価単位の変化や法人の中（長）期目標の変更等により評価項目数（母数）に違いがあることから、割合を単純に比較することはできない。

## 2 期間実績評価

表2-① 期間実績評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
内閣府 (1)	-	10	22	-	-	32	31.3
厚生労働省 (1)	-	1	4	-	-	5	20.0
経済産業省 (3)	-	6	17	-	-	23	26.1
合計 (5)	-	17	43	-	-	60	28.3

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表2-② 期間実績評価の結果（法人類型別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
中期目標管理法人 (3)	-	3	14	-	-	17	17.6
国立研究開発法人 (2)	-	14	29	-	-	43	35.6
合計 (5)	-	17	43	-	-	60	28.3

(注) 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表2-③ 期間実績評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	-	17	14	-	-	31	54.8
サービスの質の向上 （中期目標管理法）	-	3	3	-	-	6	50.0
研究開発成果の最大化 （国立研究開発法人）	-	14	11	-	-	25	56.0
業務運営の効率化	-	-	11	-	-	11	-
財務内容の改善	-	-	6	-	-	6	-
その他業務運営	-	-	12	-	-	12	-
合計（5）	-	17	43	-	-	60	28.3

（注） 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

## 3 中長期目標期間中間評価

表3-① 中長期目標期間中間評価の結果（府省別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
国土交通省（1）	-	6	3	-	-	9	66.7
合計（1）	-	6	3	-	-	9	66.7

（注） 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

表3-② 中長期目標期間中間評価の結果（業務別）

（単位：項目、％）

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
サービスの質の向上・研究開発成果の最大化	-	6	-	-	-	6	100
業務運営の効率化	-	-	1	-	-	1	-
財務内容の改善	-	-	1	-	-	1	-
その他業務運営	-	-	1	-	-	1	-
合計（1）	-	6	3	-	-	9	66.7

（注） 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。

#### 4 年度評価における調達等合理化に関する取組の評定

表4 調達等合理化に関する取組の評定 (単位：法人)

区分	評定数				
	S	A	B	C	D
調達等合理化	-	1	84	3	-
	-	-	(27)	-	-

(注) 評定数欄の括弧内は情調達等合理化に関する取組を単独の評価単位としている法人数を表す。

その他の法人は、「内部統制」や「その他業務運営に関する重要事項」等の項目において、調達等合理化に関する取組と他の業務実績とをまとめて評価している。このため、調達等合理化に関する取組以外の実績をもとに標準の「B」以外の評定が付されている法人がある。

#### 5 効率化評価

表5 効率化評価の結果 (府省別) (単位：項目 %)

区分	評定数					評定数 合計	「A」以上 の割合
	S	A	B	C	D		
内閣府 (1)	-	-	1	-	-	1	-
財務省 (2)	-	-	4	-	-	4	-
農林水産省 (1)	-	1	3	-	-	4	25.0
経済産業省 (1)	-	-	1	-	-	1	-
防衛 (1)	-	-	4	-	-	4	-
合計 (6)	-	1	13	-	-	14	7.1

(注) 1 区分欄の括弧内は各府省が所管する独立行政法人数を表す。